

管理番号	15
提案事項（事項名）	マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること
追加共同提案団体からの見解	<p>1. 関係省庁からの回答で、対面以外の方法で顔写真の確認を行うことは困難について</p> <p>対面以外の方法で顔写真の確認を行う方法は銀行の口座開設アプリなどで現在実際に使用され始めている。アプリで必ずできるということまでには達していないが、プラスチックカードの存在確認も3D動画撮影されることで可能となっている。</p> <p>2. 関係省庁からの回答で、最高位の保証レベルを実現している電子証明書の活用範囲は保ちたいためレベルの変更はできないことについて</p> <p>最高位の保証レベルを実現している電子証明書の活用範囲の件は、カードをレベル2の確認したものとレベル3の確認したものに分けることで、電子証明書の活用範囲を変更せずに、対応が行うことができる。詳細は次のとおり</p> <p>行政手続の多くを署名電子でなく利用者電子で良しとし、署名電子をレベル3で対面とし、利用者電子をレベル2でリモート可と法改正する案</p> <p>(1) 行政手続の多くを署名電子でなく利用者電子で良しとすることについて</p> <p>行政手続の多くは、契約行為では単なる手続であることから、署名用電子証明書の利用だけでなく、利用者用電子証明書を利用することでも、法的整備すれば問題ないと考える。</p> <p>(2) 行政手続の多くは、財産上の損失などについて高い危険性を有するものではなく、NIST SP 800-63-3 の IAL 2（レベル2）でも法的には問題ないと考える。</p> <p>(3) 利用者電子をレベル2扱いで署名用電子をレベル3扱いとすることについて</p> <p>署名用電子証明書が契約に使用できることから、対面の validate を必要とするレベル3であるのに対し、利用者証明用電子証明書が契約に使用するのはないことから、対面を必須としないレベル2にすることは、法的整備すれば問題ないと考える。</p> <p>(4) 住民異動届の手続がレベル2である現状</p> <p>住民異動届は、本人確認資料の提示を義務付けておらず、調査権を行使することは問題ないが、提示のないことをもって手続を拒否できない。また、全国的に転出届は既に移動してしまっているときは郵送でも受け付ける慣習を確立している。これらから住民異動届もまたレベル2である。</p> <p>(5) マイナンバーカードの交付をレベル2とレベル3に分ける考えについて</p> <p>上記(1)から(4)までをまとめると、署名用電子証明書を付することのできるマイナンバーカードは従来通り対面を必須とし、そうでないマイナンバーカードは対面を必須としないレベル2の署名用電子署名書の利用は不可とする表示を付けたカードとすることで、法的整備してはどうかと考える。</p> <p>(6) ガイドラインの求めるレベルは手続に応じたものが求められている</p> <p>行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインでNIST SP 800-63-3のレベル3の最高位保証レベルを常に実現しなければならないとはなっておらず、手続に応じたレベルへの準拠が求められている。</p> <p>NISTの発行元である米国連邦政府は、国内航空機の搭乗にリアルID準拠の運転免許証の提示を2023年5月以後は求めるが、運転免許証としての機能は</p>

従来どおりのオンラインで更新できるリアル ID に準拠していない運転免許証でも問題はない。

マイナンバーカードも各自が求める機能とレベルに応じ、種類を作る方法が、全体としての無駄なコストや労力を抑えられると考える。